

目 次

第5回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月29日）	5
第5回大宜味村議会定例会会議録（6月30日）	9
第5回大宜味村議会定例会会議録（7月10日）	13
第5回大宜味村議会定例会会議録（7月17日）	21
第5回大宜味村議会定例会会議録（7月26日）	25
第5回大宜味村議会定例会会議録（7月27日）	29
第5回大宜味村議会定例会会議録（7月28日）	33
第5回大宜味村議会定例会会議録（7月30日）	37
第5回大宜味村議会定例会会議録（7月31日）	45

第5回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和59年6月29日

会期33日間

閉会 昭和59年7月31日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
6月29日	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 陳情第3号～陳情第6号(検討)
6月30日	土	本会議	午前10時	陳情第3号～陳情第6号(検討)
7月1日	日	休 会		
7月2日	月	休 会		
7月3日	火	休 会		
7月4日	水	休 会		
7月5日	木	休 会		
7月6日	金	休 会		
7月7日	土	休 会		
7月8日	日	休 会		
7月9日	月	休 会		
7月10日	火	本会議	午前10時	陳情第3号～陳情第6号(検討) 議案第34号 決議案第1号～決議案第2号 議案説明、質疑、討論、採決

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
7月11日	水	休 会		
7月12日	木	休 会		
7月13日	金	休 会		
7月14日	土	休 会		
7月15日	日	休 会		
7月16日	月	休 会		
7月17日	火	本会議	午前10時	陳情第3号、陳情第6号（検討）
7月18日	水	休 会		
7月19日	木	休 会		
7月20日	金	休 会		
7月21日	土	休 会		
7月22日	日	休 会		
7月23日	月	休 会		
7月24日	火	休 会		
7月25日	水	休 会		
7月26日	木	本会議	午前10時	陳情第3号、陳情第6号（検討）
7月27日	金	本会議	午前10時	陳情第3号、陳情第6号（検討）
7月28日	土	本会議	午前10時	陳情第3号 採決 意見案第2号 採決
7月29日	日	休 会		

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
7月30日	月	本会議	午前10時	議案第35号～議案第43号 報告第1号～報告第3号 議案説明、質疑、討論、採決
7月31日	火	本会議	午前10時	一般質問 議案第44号～議案第45号 陳情第6号

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和59年6月29日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和59年6月29日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年6月29日 午後4時36分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 陳情第3号 江洲部落への村営水道施設の導入について

日程第4 陳情第4号 不況打開のため大幅減税を求める陳情書

日程第5 陳情第5号 公共交通「バス」確保に関する陳情書

日程第6 陳情第6号 大宜味小学校運動場拡張に関する陳情書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

よって、昭和59年大宜味村議会第5回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、12番前田貞四郎君、13番松島重克君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時26分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日6月29日から7月31日までの33日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は7月31日までの33日間と決定いたしました。

日程第3 陳情第3号から日程第6陳情第6号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

(午前10時27分)

(午後4時35分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

(午後4時36分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和59年6月30日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年6月30日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年6月30日 午前11時27分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 松 島 重 克 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (2名)

3番議員 宮 城 功 光 君	6番議員 平 良 俊 政 君
----------------	----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 陳情第3号 江洲部落への村営水道施設の導入について

日程第2 陳情第4号 不況打開のため大幅減税を求める陳情書

日程第3 陳情第5号 公共交通「バス」確保に関する陳情書

日程第4 陳情第6号 大宜味小学校運動場拡張に関する陳情書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第3号から日程第4陳情第6号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

(午前10時01分)

(午前11時26分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

7月1日から7月9日まで議事の都合により休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、7月1日から7月9日まで休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

(午前11時27分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和59年7月10日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年7月10日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年7月10日 午後3時17分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 建設課長 古我知 清 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 陳情第3号 江洲部落への村営水道施設の導入について

日程第2 陳情第4号 不況打開のための大幅減税を求める陳情書

日程第3 陳情第5号 公共交通「バス」確保に関する陳情書

日程第4 陳情第6号 大宜味小学校運動場拡張に関する陳情書

日程第5 議案第34号 農村総合整備モデル事業集道No.2、3、5整備工事請負契約について

日程第6 決議案第1号 不況打開のための大幅減税を求める要請決議

日程第7 決議案第2号 バスの公的一元化に関する要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第3号から日程第4陳情第6号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

(午前10時01分)

(午前10時26分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

4番入場。

日程追加についておはかりいたします。

只今村長から議案第34号 農村総合整備モデル事業集道No.2、3、5整備工事請負契約についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し先議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号を日程に追加し先議することに決しました。

日程第5 議案第34号を議題といたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 説明を申し上げます前にお詫び申し上げます。

本来ですと定例会ですので運営協議会の中で議案は全部そろえて提案すべきですが、34号につきましては予告も申し上げてないというような経過があるようでして、大変申し訳ないと思えます。

この議案は公共事業でございまして急を要するということで無理をお願いしてご提案いたしているわけです。よろしくご了解をお願いしたいと思います。

議案第34号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案しているわけです。よろしく願いいたします。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

(午前10時31分)

(午前11時7分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第34号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(午前11時08分)

(午前11時09分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第34号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 農村総合整備モデル事業集道No.2、3、5 整備工事請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の拳手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

(午前11時10分)

(午後3時12分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

陳情第4号については質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

これより陳情第4号 不況打開のための大幅減税を求める陳情書について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の拳手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

おはかりいたします。

陳情第5号については質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

これより陳情第5号 公共交通「バス」確保に関する陳情書について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の拳手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

只今、13名の発議により決議案第1号不況打開のため大幅減税を求める要請決議が提出されていますので、この際これを日程に追加いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は日程に追加することに決しました。

日程第6 決議案第1号を議題といたします。

これより決議案第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより決議案第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第1号 不況打開のため大幅減税を求める要請決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の拳手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により決議案第2号 バスの公的一元化に関する要請決議が提出されていますので、この際これを日程に追加いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は日程に追加することに決しました。

日程第7 決議案第2号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので、質疑討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第2号 バスの公的一元化に関する要請決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

議事の都合により7月11日から16日までの6日間休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、7月11日から16日までの6日間は休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。
よって、本日はこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

(午後3時17分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和59年7月17日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年7月17日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年7月17日 午前10時12分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第4号）

日程第1 陳情第3号 江洲部落への村営水道施設の導入について

日程第2 陳情第6号 大宜味小学校運動場拡張に関する陳情書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第3号及び日程第2 陳情第6号を一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

(午前10時01分)

(午前10時11分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により7月18日から7月25日までの8日間休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、7月18日から7月25日までの8日間休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

(午前10時12分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和59年7月26日

1. 開議会、延会の日時

開 議 (昭和59年7月26日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年7月26日 午後1時56分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 陳情第3号 江洲部落への村営水道施設の導入について

日程第2 陳情第6号 大宜味小学校運動場拡張に関する陳情書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第3号及日程第2 陳情第6号を一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

(午前10時01分)

(午後1時55分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

(午後1時56分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和59年7月27日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和59年7月27日 午前10時00分)

延 会 (昭和59年7月27日 午後4時56分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第6号）

日程第1 陳情第3号 江洲部落への村営水道施設の導入について

日程第2 陳情第6号 大宜味小学校運動場拡張に関する陳情書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第3号及び日程第2 陳情第6号を一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

(午前10時1分)

(午後4時55分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

(午後4時56分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和59年7月28日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和59年7月28日 午前10時00分)

散 会 (昭和59年7月28日 午前10時47分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第7号）

日程第1 陳情第3号 江洲部落への村営水道施設の導入について

日程第2 意見案第2号 地方財政対策に関する意見書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第3号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

(午前10時1分)

(午前10時45分)

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本陳情については質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

これより陳情第3号 江洲部落への村営水道施設の導入について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により意見案第2号 地方財政対策に関する意見書が提出されていますので、この際これを日程に追加いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加することに決しました。

日程第2 意見案第2号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので、説明質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、説明質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

これより意見案第2号 地方財政対策に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

(午前10時47分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和59年7月30日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和59年7月30日 午前10時00分)

散 会 (昭和59年7月30日 午後3時48分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	税務課長	稲福 吉昭 君
助役	仲村 順三 君	経済課長	平良 晋 君
収入役	金城 清 君	建設課長	古我知 清 君
教育長	平良 作義 君	教育委員会 総務課長	高江洲 修 君
総務課長	崎山 勝正 君	農業委員会 事務局長	金城 利明 君
厚生課長	照屋 林克 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第8号）

日程第1	議案第35号	大宜味村地域農政推進協議会条例
日程第2	議案第36号	大宜味村農業振興地域整備協議会条例
日程第3	議案第37号	大宜味村農業構造改善緊急対策協議会条例
日程第4	議案第38号	大宜味村林業振興特別対策事業推進会議条例
日程第5	議案第39号	専決処分の承認を求めることについて
日程第6	議案第40号	昭和59年度大宜味村一般会計補正予算
日程第7	議案第41号	昭和59年度大宜味村老人保健特別会計補正予算
日程第8	議案第42号	公有水面埋立について
日程第9	議案第43号	公有水面埋立について
日程第10	報告第1号	昭和59年度沖縄県土地開発公社事業計画書の報告について
日程第11	報告第2号	専決処分の報告について
日程第12	報告第3号	繰越明許費繰越計算書について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第35号から日程第12 報告第3号までを一括議題といたします。

休憩いたします。

（午前10時1分）

（午前10時3分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第35号から報告第3号まで村長の提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第35号、事業の計画及び実施を効果的に図るために提案しているわけです。なお、内容につきましては担当課長から説明をいたさせます。

議案第36号、事業の計画及び実施を図るため提案いたしております。なお、内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第37号、これも議案第35号と同様でございます、内容につきましては担当課長から説明させます。

議案第38号、これも議案第35号と同様でございます、内容につきましては担当課長から説明させます。

議案第39号、地方税法等の一部を改正する法律が昭和59年4月1日から施行されることに伴い、大宜味村税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する暇がないため、昭和59年3月31日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。内容につきましては担当課長から詳しく説明いたさせます。

議案第40号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,836,174千円とする。内容につきましては各課長から説明させます。（朗読して説明に代える）

議案第41号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,266千円とする。内容につきましては担当課長から説明させます。（朗読して説明に代える。）

議案第42号、国道58号線の道路整備事業に伴い、大宜味村字饒波苗代原より根路銘島原及び外間原地先の公有水面埋立について沖縄県知事から意見が求められているので、提案いたしているわけです。

議案第43号、国道58号線の道路整備事業に伴い、大宜味村字饒波渡口原及び字饒波苗代原地先公有水面埋立について沖縄県知事から意見が求められているので、提案しているわけです。

報告第1号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。後程総務課長から説明いたさせます。

報告第2号、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている沖縄県市町村職員退職手当加入団体の名称変更及び加入団体の増加に伴う組合規約の一部改正について5月24日専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

報告第3号、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

(朗読して報告に代える)

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

(午前10時26分)

(午後3時31分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第35号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第36号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第37号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第38号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第39号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第40号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第41号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第42号の質疑に入ります。

質疑を許します。

○ 10番（**崎山喜弘君**） 意見書の記の4護岸工事及び道路工事施工にあたり、既設の階段工、舟揚場等及び道路摺付についてはすべて設置することとありますが、新設も含まれますか。

○ 村長（**新城繁正君**） 既設のものは改修によって元に戻して下さいという内容のものです。階段等につきましては地域の必要性に応じて取り付けるようにお願いしたいと思えます。

○ 10番（**崎山喜弘君**） 饒波の場合苗代は1か所新設になるかと思いますが、長として確約出来ますか。

○ 村長（**新城繁正君**） 既に協議しているものもあります。そのことについては確実に実行出来るという形をお願いしていきたいと思えます。

○ 議長（**玉城一昌君**） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第43号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(午後3時39分)

(午後3時41分)

○ 議長（**玉城一昌君**） 再開いたします。

これより議案第35号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 大宜味村地域農政推進協議会条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の拳手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第36号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 大宜味村農業振興地域整備協議会条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の拳手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第37号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 大宜味村農業構造改善緊急対策協議会条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の拳手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 大宜味村林業振興特別対策推進会議条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第40号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 昭和59年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしに認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 公有水面埋立について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第43号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 公有水面埋立について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

(午後 3 時46分)

(午後 3 時47分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

(午後 3 時48分)

第5回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和59年7月31日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和59年7月31日 午前10時00分)

閉 会 (昭和59年7月31日 午後6時18分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 城 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	厚生課長	照屋林克君
助役	仲村順三君	税務課長	稲福吉昭君
収入役	金城清君	経済課長	平良晋君
教育長	平良作義君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	高江洲修君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 一般質問

日程第2 議案第44号 大宜味村職員の給与に関する条例の全部を改正する条例

日程第3 議案第45号 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

日程第4 陳情第6号 大宜味小学校運動場拡張に関する陳情書

7. 会議に付した事件

日程第1 一般質問のみ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

これより日程第1 一般質問を行ないます。

通告順により発言を許します。

○ 13番（松島重克君） 3月議会でもこの点については申し上げていたわけです。特に議会の会議録等を塾読していただきたいということを申し上げておきましたので、経過については十分ご存知になっておられるだろうと思っておりますので、中央幼稚園についての委員会の計画はどのような進展をみているのかお伺いしたいと思います。

○ 教育長（平良作義君） これまで遅々として進めることが出来ませんでした。現在いるんな懇談会を催して出発しようかという段階に来ています。2月の定例教育委員会におきまして幼稚園の統合を推進していくという決定をみまして、3月に入りまして統合に向けて望ましい幼稚園像、留意事項等を検討しまして、4月27日の定例委員会で統合推進要綱が承認されております。

5月の定例委員会で村民懇談会における予想される質問事項などの話し合いをしまして、更に6月27日に、要綱の中で計画しているものは午前中の幼稚園の形態と午後の保育に向けて検討を進めているわけございまして、そのことについて県教育庁指導課の幼稚園担当の主事と生活福祉部の児童家庭課の担当の主事に村の教育委員会の午前と午後の運営の場合には法的に抵触することはないかということで意見の交換会をやったわけですが、我々が計画しているものについては別段差し支えはないということで、そして今月24日の定例委員会では議会が済んだら早速村内のあらゆる段層の方々に集まっていただいて、幼稚園統合に向けての方針、計画についてご理解とご協力を得たいということで話を進めています。

○ 13番（松島重克君） 私がお聞きしているのはその後の問題であるわけです。委員会の計画はどのような進み方をしているのかということです。計画自体ご存知ですか。

○ 教育長（平良作義君） 今年度中で各地域の懇談会をやりまして了解を求めまして、幼稚園の発足については61年4月を目処にしてこれから推進活動をやっていききたいという計画を持っています。

○ 13番（松島重克君） もう既に計画は持っているんですよ。過疎地域振興計画をご存知でしょう。その進展はどうなっていますかということを知っているわけですよ。

○ 教育長（平良作義君） 今のところ施設は小学校の古い校舎を利用してまして、校地の購入については63年度を目標にしています。

○ 13番（松島重克君） 2度同じ様なことをおっしゃっておられますが答弁になりませんよ。あなた方の現在の計画は58年度までに造って開園すると議会答弁でもあったんですよ。過疎地域振興計画の中に文字で表わされているわけです。この過疎地域振興計画というものはどういう性質のものであるのかご存知ですか。これは委員会が計画案を立て長と調整をして更に知事と調整をされて議決も得ている計画なんですよ。先程からの答弁は全くこれと違うでしょう。

委員会の現在の計画はと聞かれましたらこれしか答えられないんですよ。議会では委員会として58年度開園と、しかし、振興計画は54年から59年となっているものですから議会としては1年お待ちしていたわけですがね。今の時点で59年開園は到底不可能でしょう。だから進展状況はどうなっていますかとお聞きしているわけです。

○ 教育長（平良作義君） 大変申し訳ないと思っています。58年開園ということですが、私自身昨年4月に来ましてこのことにつきましては殆んど手のつけられない状況でありまして、去年の12月頃から教育委員会としてはこの問題に真剣に取り組んで来ているような状況でございます。それまでのことにつきまして委員会を代表して議会の皆さんに深くお詫びしたいと思います。

○ 13番（松島重克君） 教育長の立場も分からないこともないわけですが現在の教育長或いは委員は過去の教育長、委員のやった行為権利義務は全て引き継いでおられるんですよ。替わる度にあっちに行ったりこっちに行ったりしないためにこういう計画が出来ているのではないですか。

委員会はこういうことを言っておられますが長はこの問題につきましてどう思われますか。

○ 村長（新城繁正君） 幼稚園問題につきましては過疎計画で計画されてご指摘のとおり調整の上策定されているものがございます。従いましてこの計画に従ってこの計画の推進を図るべきが筋でございます。もし、委員会が計画の変更ということになりますれば過疎計画を手直ししなければならなくなるというのが私の考え方でして、委員会が61年度ということになりますれば前期の計画は59年度までですから後期の過疎計画を今年策定することになっておりますので、当然、調整いたしまして、手続きといたしましては過疎計画の変更ということも改めて議会にもお願いしなければならないということも考えております。過疎計画そのものがそのような経過がある以上はやはり手続きを踏んでやらなければいかんと思います。

○ 13番（松島重克君） 一番残念に思うのは今頃になって見直しをしましよと、これはどういうことですか。58年度までに開園しますと言ったのは、それを今頃になって見直しと、見直しするというならばもっと早く手続きをして言わなければいかんことですよ。58年に中央幼稚園を開園するということであるから保育所のない所は暫定的に2園造りなさいという

ことになっていたわけです。そしてその時に統合の障害にならないように十分に配慮して下さいと、地域の人にも58年に統合する中央幼稚園が出来るかと納得させておきなさいと、そして職員の採用に当っても十分考慮してしなさいと、言わなくてもいいことまでも言っているわけですよ議会では。それが今頃になってどうのこうのでは困るわけですよ。そういうことは見直しが完了してから言うべきことです。計画はどこかと聞かれた時は過疎地域振興計画に載っているものしか計画であると言わざるを得ないわけです。

どうしますか。今までの答弁は答弁にならんとと思います。答弁になるような答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

（午前10時25分）

（午前10時56分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 教育長（平良作義君） 教育委員会としましては過疎計画を出した段階から幼稚園問題については殆ど手をつけられてない状況で、深くお詫び申し上げたいと思います。

58年度に施設を造って統合をなすべき計画であったわけですが、現在その推進をやりかけているところでありまして、建物の建設については長と十分調整をしてやっていきたいと思っています。

○ 13番（松島重克君） 今の答弁は正直な答弁であろうかと思えます。今頃見直しをしようということであれば今まで何もされてなかったとしか受け取れないわけです。やはり委員会で決めたことを長と調整して或いは知事と調整をして議決を経たものは重要課題と受け止めてもらわなければいかんと思えます。これから見直ししたいということではありますが、今の幼稚園の設置状況からしますと本村の負弱財政からしますといかんということはおもうはつきりしているわけです。別に子供達が不便とかということは考えなくてもいいと思うんですよ。1か所にして設備を整えてスクールバスを通しますと私はあえて何処からも文句は出ないと思えます。又、村の財政にとっても大きなプラスにもなると思えます。だから先程の63年度とかおっしゃらないで見直しをするなら速かにやってもらわなければいかんと思えます。せめて建築ぐらいは60年度に完成してもらって開園は61年と、出来るだけ早くやってもらわなければ過疎計画に盛った計画というものが死んでしまうと思えますよ。

当然、財政の問題も含みますので、長との調整も必要だと思えますが、今までのようではなく早急に事を進めてもらわなければいかんと思えますよ。しばらく時間を置きまして来年の予算審議議会でお伺いしたいと思えますから、そういうつもりでやっていただけるかどうかお伺いします。

○ 教育長（平良作義君） 現在、委員会でも61年度開園ということを予定しておりますので、それにあわせて全委員歩調を合わせて努力していきたいと思えます。

○ 7番（宮里盛順君） 桃原川の裏道の歩道橋の架設についてですが、ここはシャーロット台風で護岸が改良されまして一時木橋があったわけですがいつの間にか無くなって裏道への通行に不自由を来しております。第2点は、塩屋前川の歩道の整備についてですが、そこは河川を利用して歩道としてありますが、左側は民家でありまして手が届かない程高いブロックが積まれているわけでありまして。そこを通る年寄りや子供を見ているとひやひやするわけでございます。そこでは事故も何件か起きています。それから売店の横の道ですが、ご承知のとおり津波は家庭への道路が狭いために旧県道に駐車をして混雑して困るわけです。

次に農村環境整備事業以外の生活排水溝の整備についてですが、排水のあったか所は殆んどモデル事業にのせてありますが、戦前の屋敷内は地下にやっていたわけですが、今でもそのようにやっている所もあるわけなんです。以上4点についてお考えをお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 緊急度或いは村民への還元度の高い所から財政の許す範囲でやっているわけですし、ご指摘の場所は私も実際に見てきました。ここはやはり緊急度があるのではないかと判断しているわけです。村一般財源では無理かと思えますが、モデル事業の見直しが出来るとしたらそれを導入するとか、後期過疎計画の中でこれまで取り上げられなかった地域の問題を細く調べ上げて、過疎債が適用されるものはこれで対応しようと考えております。この要望に対しまして各課とも共通の問題として速かに改善するように努力したいと思えます。

○ 12番（前田貞四郎君） 田嘉里川からの取水について可能性があるのかないのかその見直しについてお伺いしたいわけですが前に全村に給水した場合は通常流れている水量の10%で村全体に充当出来るということでしたが、現在では平南川から村の半分は既に給水されていますので、あと5%で両校区の給水は出来る計算になると思えますが、それでもなお田嘉里の交渉が難渋しているということを知っていますが、田嘉里が村の要請に応じないのはどういうことであるのか。或いはどういう要求があるのか。今までの交渉の経過と何故応じないのか。その点についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） この件につきましては村民の皆様にご心配をおかけしているわけです。特に計画地域の皆さんはそういう気持ちを持っておられると思えます。私共といたしましては田嘉里に数度足を運びまして計画が変更されましたからと要請又は説明をしてきたわけですが、役員の方々の意見の一致を見ることが出来ませんで私共の期待どおりに事が運ばなかったと、それでもなおおかつ事業の手続き等がありますのでそのぎりぎりまで時間の猶予を与えましてこれまでは進めてまいりましたが、それでもなお同意を得ることが出来な

かったということで大変残念に思っているわけでございます。

その根底になるのはこれまでの話し合いの内容からしますと、川の管理は部落民が守ってきたものであるので、従って田嘉里にとっては財産であるという基本的なものがあるというように受け取っています。ところが我々の説明は、それも分かりますが取水をしようとする流域の計算はこうなっていますと。だからこの川から水を供給しても維持用水や農業用水には差し支えないというような説明をして何とか理解を求めてきたわけですが、条件をのむならやりましょうと一歩進んだ形でまいりましたが、この条件がとてものめるものではないということで、中味が沢山ありますので申し上げられないんですが、それで最初は15項目の要求が代議員会の決議として提示されたものですが、その中で最も私共がのめないと申しあげましたのは田嘉里だけはメーターも付けずに勝手に使わせてくれという内容のものもあるわけです。村営水道という立場から田嘉里だけにメーターも付けずに水を供給すると、現在使用している部落のものをそのまま維持させてくれということなんです。これはどう考えても我々としてはのめませんと。それからこういうたぐいの項目が2、3あるわけですが、こういうたぐいの項目には我々としてお応え出来ませんということで文書で回答をして再度こういう事情ですから何とか私共の相談に応じて欲しいという形で申し上げまして、それから村長、助役、厚生課長、水道関係課長も同行いたしましてこれが最後のお願いですと、これ以上の説明はもう申し上げられませんということで昼に会合を持ってもらいまして説明も十分やったわけですが、7月9日に改めて私共の要請につきましての回答が今度は11項目に絞られて来ているわけです。その中でも私共が村営水道という立場からのめないと申しあげたのが、農水用水を含めたスプリングクーラーが出ているわけです。それからかん養協力費という形で予算の15%以上を継続して出してくれという要望があるわけです。ですから水をお願いするにしてもそういうことについては行政の立場から不可能であるということでこれはのめませんと、従いまして11項目の内の1項目でも村がのめない場合は提供しないという決議であるという文書が来ているわけです。ですからこの2項についてはどんなに検討したって村がのめるはずはないので、私共としましては田嘉里の了解は得られなかったという結論を出しているわけです。残念ながら田嘉里川の上流からの取水につきましては村としては断念せざるを得ない事情でございます。

○ 12番（前田貞四郎君） 田嘉里川からの取水は断念したということですが今後の対策としてはどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） どうしても事業は進めなければいかんわけです。

それではどう水を確保するかというのが問題なんです。川として今考えられるのは平南、大保もありますが、今のところ可能性として平南川はどうだろうか、良質安定供給となれ

ば平南が安全だろうということで今のところは考えております。これにつきましては地元との調整がありますが、これも早目に調整して所期の目的が達せられるようにと考えているわけでございます。

○ 3番(宮城功光君) 村営住宅の入居問題について村民から不満の声が多々あるわけです。今回の屋古団地入居問題についても私の耳に入ってくる問題点が沢山あります。ですから村の手続き上落度がなかったかどうかお聞きします。先ず最初に公募方法をどのようにしたかお伺いします。

○ 厚生課長(照屋林克君) 条例に公募の方法がありましてそれに基づいて公募をしております。期間は59年1月17日から同月23日までの7日間にわたって募集しました。その結果22件の申し込みがありまして、この中で所得超過が4件ありまして18件で2件が足らなかったわけです。そして追加募集しまして2件がありまして20件になったわけです。

○ 3番(宮城功光君) 2次公募の時期と申し込み書類を十分整えてやっていたかどうか。

○ 厚生課長(照屋林克君) 用紙がありまして、添付するものは住民票、源泉徴収票、それがない者については所得証明を添付させまして、そして審査しまして別に入居させた方々につきましては問題ないようでございます。

○ 3番(宮城功光君) 2次公募の日と審査の日に果して書類が出ていましたか。

○ 厚生課長(照屋林克君) 2次につきましては2月6日から8日までの3日間行いました。書類について十分審査しまして村長の決裁も受けましてそのような手続きを踏んでいます。

○ 3番(宮城功光君) 入居が決定した日に当局から出された資料があるわけです。そこには書類不備ということで入居を許可しているわけです。これは確かに村の書類なんです。本当に書類が整っての審査であったんですか。

○ 厚生課長(照屋林克君) 確かに当初書類の不備もありました。ところが全部整えないと入居出来ないということで一応整えてもらって長の決裁を受けて、手続きを踏んで入居させています。間違いありませんです。

○ 3番(宮城功光君) 厚生課長、私は決定して後あなたに電話入れましたね。あなたは入居が1人決まってないが電話で受け付けしていると言っていました、あれはどういうことですか。

○ 厚生課長(照屋林克君) 電話で受け付やっているということは言った覚えがないつもりですが。

○ 3番(宮城功光君) 記憶にないようですが、私が聞いたところでは入居者が決定されて2週間後なんですけど厚生課に問い合わせたわけです。2人程足りないということを知って

いたものですから、そういうことで聞いてみますとある区長さんから近々結婚する方がいるから是非入居させていただきたいということで内定していますと、これは決定後なんです。どうですか記憶ないですか。

○ 厚生課長（照屋林克君） こういうことは私は聞いておりませんです。

○ 3番（宮城功光君） 現在の入居者の中に不安な状況の形で生活をしている方がいるわけです。ずっと入居していかどうかという不安を持ってビクビクしながら入居しているわけです。理由は所得問題があると思います。そういう面で非常に居ずらくしている人がいるわけです。こういう形でされるというのは本当に書類の不備がなかったかどうかもう1度お尋ねします。

○ 厚生課長（照屋林克君） 条例に規定されている入居基準の3つの要件が満たされれば資格はあるわけです。それで書類を審査してその3つの要件を満たされた方々を入居決定しているわけですから、その中に入居は決定しましたけれども1件だけ請負師をやっている方がいまして、この方は扶養家族が沢山いるものですから所得の基準には十分あてはまるわけです。資格は一応整えております。

○ 3番（宮城功光君） 村として今後こういう問題を調査する必要があるのではないかと思います、この点についてどうですか。

○ 厚生課長（照屋林克君） このようなことにつきましては今後十分審査を厳正にやっていきたいと、こういうケースが出ないように配慮していきたいと思います。

○ 3番（宮城功光君） 常識的に考えてこれは問題があるのではないかという村民の声があって私も一般質問でこういう忠告をしているわけですが、そういうことにつきまして受けて立ちましようという言葉も出ていたようですが、こういう問題については議員に対する兆戦だと言うふうなことをして私も非常に歯がゆいわけです。

決して当局を責めようということで質問をしているわけではありません。そういう点を十分考えていただいて言動には注意すべきだと思います。今回の屋古団地の入居問題については沢山あります。入居の決定をして入居までの間が大分ありましたね。そういう点については調査しておりますか。

○ 厚生課長（照屋林克君） 調査しまして家庭の状況も聞きましたら今運勢が当らないからという話もありましたし、私としては入居を決定しているので早目に入居するようにと催促もしまして、現在は全戸入居していると思います。

○ 3番（宮城功光君） 最後に入居問題についての長の見解をお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 過疎の歯止めや住宅難を解消するという意味からしますと入居者の選考については十分条例に照して公平にやらなければいかんわけです。疑問を持たれたこ

とにつきましては十分反省して、誤解が生じないようにこれからも気を配っていきます。

○ 5番（宮城長雄君） 農業後継者育成施策がどのように講じられているかお伺いします。

農業青年には嫁のきてが少ないと言われ農業青年の嫁探しは深刻であり、本村としての対策をお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 農業後継者の問題につきましては本村のみならず農業地域におきましては大きな問題であるわけですが、現在の就業者からすると老齢化しておりまして心配しているわけです。それで農業青年の会合には努めて私も参加させていただいてこれからの農業問題或いは何を望んでいるかということ等の話し合いには努めて応じているつもりでございます。具体的にユニークな活動をやっている所もあるようですが本村においてまだ行政の立場から具体的に農業後継者育成の問題について事業を計画したりということは今はないわけですが、今後農業青年、それから農業関係機関と連絡を密にしまして定着出来るように十分配慮いたしまして進めてまいりたいと思っています。それから嫁問題が深刻になっていると新聞等にも出ますが、本村におきましても農業青年の集まりの中ではそういう意見もあるわけです。今のところ農協が中央会とのタイアップで農業青年を集めて女子青年も含めて合宿研修をするとかの試みは今のところなされているようです。それがどういう効果につながるかはこれからも会合を重ねることに待たなければならないとは思いますが、もっと農業青年が地域青年会活動をして対話を持つことによっていい結果もあろうかと思えます。

○ 5番（宮城長雄君） 青年がUターンして農業をしようと思った場合には、村として払い下げをして育成するお考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 現時点でこれ以上村有地を払い下げるということは原則として考えておりません。荒ぶ地や遊休地の高度利用を先ず考えるべきである。しかしながら必要によっては村有地を提供するという事も考えられないこともないと、このようなことで申し上げておきたいと思えます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

（午前11時46分）

（午後1時2分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 4番（知念亀次郎君） 源泉徴収をされた給与所得者は事実を隠せなく完全に税金が課せられるわけですが、個人事業者とかは現在の制度により確定申告を行なっているわけですが、所得税の基礎となる所得税の計算は正直に申告しなければならないけれども過少申告があるものと思われまます。それを調査して摘発して申告漏れがあった場合には過少申告加算税を課さなければいけない。又、悪意でもって申告した場合は重加算税を課さなければなら

いが、過去1年間で更正決定されたのがあるのか。あればその件数をお伺いしたいと思います。

○ 税務課長（稲福吉昭君） 地方税法72条の39の1項にありますが、個人で申告をして私共は課税しております。課税漏れのもの個人に再出頭してもらってやるようにと指導しております。それで更正決定は過去1年間でございません。

○ 4番（知念亀次郎君） 余りにも納税者の不満が多いので質問しているわけですが、納税者は税金の高い安いという苦言よりは不公平であるという不満が大きいわけです。ある人と同条件でありながら住民税や保険税が高いのではないかという不満があるわけです。そういう方々が役場に足を運んで税務の職員に話すんだけど比較対象する個人の名前は言えずに、皆さんの説明において税法とか理解も出来ずに不満ながら帰るわけです。このような異議を申し立てする人も多いのではないかと思います。

過去1年間においてそういう申し立ての件数は何件あったのか。そしてそれによって税額が修正された件数は何件ありましたかお伺いします。

○ 税務課長（稲福吉昭君） 税法によって異議申し立てとかは書面をもって村長に提出しなければいけないとなっておりますのでこちらの計算上の誤りがある時は修正してやっております。書面による異議申し立てということはありません。

○ 4番（知念亀次郎君） 保育料の徴収は所得によって料金が決定されるわけですね。その時に源泉徴収された方は確実に賦課されて納めているわけですが、そういう人達から保育料が適正でないのではないかという不満の声があるわけです。これが適正であるならば所得税の申告に不適正がないかということと、又、村営住宅の6条に条件が具備しなければ入居出来ないということがあるわけですが、申告時において不適正があったのではないかということも耳にするわけですが、このことについてお伺いします。

○ 税務課長（稲福吉昭君） 法の規定からすると3月15日までに申告をしなければならないわけです。あくまでも個人で申告したのについて課税をして、保育料については参考にして厚生課で決定していると思います。私共は村民を信頼して課税をしております。

○ 4番（知念亀次郎君） 確定申告をしたらそのまま受け取られるということですか。例えば、これは過少申告しているのではないかと疑いを持っている件でもそのままということですか。

○ 税務課長（稲福吉昭君） 少ない者に対してはこれで生活出来るのかというふうな個人面接をしています。それだけしか収入がないということで議論も交わすこともあります。

○ 4番（知念亀次郎君） 申告納税制度というのは正確な資料とか納税者が正しい申告をするということが基本としているわけです。そのためには納税者が正しい記帳をしなければ

いけないと思います。税務当局もそういう指導もしなければいけないと思います。税務当局だけではそういう不心得者をなくするには限界があるかも知らないんだけど、そういう申告する側の指導も含めて環境の整備をすることによってそういう不平不満もなくなると思うんだけど、長としてそういう不平不満に対してどのように考えてどのように対処していくのか。

○ **村長（新城繁正君）** 自分の所得は公正に申告し徴税の義務は公平に負うべきだというのは当然であります。勤労者が所得はこうでありますとはっきり申告していただくのが行政の立場からしますと最も望ましいことですが、そのようにやっていると思います。ただ申告の段階で制度を理解し得ないで申告漏れとか過少申告というのが起りえる可能性が全くないとは言えないと思います。そういう意味からしますと特に税金の場合は村の財源でございますので、村民が公平に負担していただくという理念を追求しながら、今後そういう作業が十分はかられるように調整しながらやっていきたいと考えております。

○ **1番（平良森雄君）** 先程の12番さんの質問の中で田嘉里からの取水を断念したということですが、断念を決意させた7月10日付けの田嘉里区からの12項目の条件とは何であるのか明らかにしていただきたい。

○ **村長（新城繁正君）** 7月9日付けです。条件と言いますのは、1、村は水源地を田嘉里川上流（ダキシキ）及び現水源地と定め田嘉里地域内全耕地約30haを対象にしたかんがい施設を自然流下でスプリングクーラー使用可能を新設すること。2、村は水源かん養協力費として部落予算の15%以上を継続支出すること。3、現放送施設は広報活動に支障があるので村の責任で早急に施工すること。4、村は未整備道路及び幹線道路と連結する道路の整備舗装を早急にすること。5、赤又山果樹園団地への道路の拡幅工事を施工すること。6、子供の遊び場がないので運動場の設置を実現すること。7、組立式屋外舞台（付属施設、放送施設、天幕及び舞台幕を含む）を作ること。8、集落センター倉庫を造ること。9、村は田嘉里区民が他地域在の村有地を払い下げようとした時は水源地提供住民であることを考慮に入れ優先的に対処すること。10、村は国の田嘉里ダム建設を断念させるよう最大の努力を払い田嘉里区民の利益を守ること。11、田嘉里川上流より取水されるとその下流域は草木が繁茂することが予想されますのでその除去整理を村が責任を持って当ること。こういうような条件でございます、注としてこの11項目の中から1項目でも拒否された場合は提供出来ないとの7月7日の区民総会の決議でありますのでご了承下さいと、こういうような区長からの回答でございます。

○ **1番（平良森雄君）** 先程の村長の12番さんへの答弁では平南を検討しているということですが、村はある程度の調査検討もされていると思いますがどうですか。

○ **村長（新城繁正君）** 確かに水源地を田嘉里に求めるということで北部地区簡易水道を

計画していますので最後まで田嘉里区民の了解を得てスムーズに事業が出来るようにと願いを込めて話し合いを進めてきたわけですが、私共の希望のとおりにはまいらないと、それで現在は津波地区塩屋地区に水はもらっていますが、その川の水量とかの調査をして、地域住民の了解を得まして何とか平南の水をこの地域にも分けていただけませんかというような観点から話し合いを進めていこうという段階で調整をしているところです。

○ 11番（山川正行君） 現在核の脅威が広がる中で非核宣言の立看を目立つ所に立てるということは非常に意義があると思います。昨年の3月議会において早目に対応したいというご答弁をいただいているわけですが、あれから1年余になります但未だに実現をみておりませんがどうなっておりますかお尋ねします。

○ 村長（新城繁正君） このことにつきましては約1年半になろうとしています。こういうことがなかなか進ちょくしないということはお詫びも出来ないのですが、先程のご指摘のように世界各国でそういう運動も盛り上がっていると、沖縄でも勿論ですが私約束いたしました。

それで今自分達の手でやろうということで役場で作りつつあります。8月中では立てたいと思います。

○ 11番（山川正行君） 立てる場合は村民を集めて、その場所で宣言をしてやった方がより効果的だと思います。又、立てるからには本村が非核宣言をしたんだと一目瞭然に分かる場所でなければならないと思います。例えば、南北の入り口、役場の入り口、或いは人通りの多い塩屋橋周辺とかが是非必要だと思いますが、場所としては何処を考えておられますか。

○ 村長（新城繁正君） そのようなことを検討しているわけです。ただ看板を立てるだけでは、折角非核村と出すわけですから立てる場合には関係者に通知申し上げて、その立看板が村民の意思であると確かめながら皆なでそれを実行するという意味も含めてやらなければいかんと、今そのような段取りを進めているわけです。

○ 11番（山川正行君） 確認いたしますが、8月中では出来るというお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） そのとおりでございます。

○ 9番（平良 実君） 地籍の確認漏れがあるとのことですが行政運営についてどのような影響がありますか。村として今後どう対応する考えかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 筆数にしまして随分あるようです。そのことによりましてモデル事業で潰れ地の保障をする場合にも困るし、或いはその他の補助事業を導入して地籍がはっきりしないために事業の運営に支障を来すという現実の問題があるということですので、これは早目に具体的な資料を持ち寄りまして早目に確定をして、事業の遂行に支障のないように進めていきたいと考えております。

- 9番（平良 実君） これは村全体に及んでいるのか。又は一部地域であるのか。
- 村長（新城繁正君） 喜如嘉、饒波、大宜味、大兼久、根路銘、塩屋、田港、大保、白浜にまたがっているようでして、筆数にしまして2,255筆もあるということです。
- 9番（平良 実君） 村民としましては自分の土地が未確認地域であるのかどうか分からない状態でありまして、早目に検討したいということですが何時頃から始められる予定ですか。
- 村長（新城繁正君） この件につきましては県の土地調査事務局からも協力しましょうということがあります。59年度は内部的な資料の確認をいたしまして、出来るならば次年度あたりに予算の伴うことであれば予算も計上しなければいけませんし、60年度から可能な地域からやっつけていかなければいかんだろうと思います。
相当年数はかかるだろうと思います。
- 13番（松島重克君） 村有地問題については長年問題が続出してきたわけですが、一時こういう問題も終わったのではなかろうかという感じを持っていましたところまたこういう問題が出ているようです。ひとつは3月議会に出ていましたがその他にもあるということも聞いております。現在どのようになっているかお聞かせいただきたいと思います。
- 村長（新城繁正君） 私といたしましては村有地につきましては度々議会で指摘されておりますので十分気を配っているつもりですが、確かに江洲に移住地との問題で問題をかもしていることもあります。そういうことにつきましてはいろいろな角度から目下検討させているわけです。
- 13番（松島重克君） 江洲で無断耕作がありましたですね。それから津波にもあるようですね。そういうことについてお尋ねしたいわけです。
- 助役（仲村順三君） ご指摘のありますように去った3月議会で予算に伴って払い下げをしようということで、予算審議の段階で問題が出まして、この件につきましては村有林野払い下げ条例との関連もありますので払い下げ調整委員会の報酬費用弁償等を計上しまして、調整委員会の中でご検討をお願いし、或いは諮問しまして答申を受けまして、その趣旨に添った払い下げをしたいと思ひまして今議会で補正をお願いしたわけでした、その予算が可決になりましたので早速委員会を招集しまして検討をしてもらうようにしていきたいと思ひます。
- 経済課長（平良 晋君） 他の無断開墾について私が扱った例ですが、津波の平南に謝花さんという方が村有地を無断で使用していたということが部落の方々からお話がありまして、調査しましたらこの方は昭和38年頃から使用していたと、その当時から村に何の話もなくあくまで自分の勝手にみかんを作付けやっつけているわけですが、村では文書で無断開墾の通

知を出しまして条例にのっとつて処置しています。

○ 13番（松島重克君） 条例に照して処置したということですが作物はどうなりましたか。

○ 経済課長（平良 晋君） 作物はタンカン、ポンカン、温州が約1,000本植えつけられておまして、成木でありますのですぐの撤去は難かしいという問題がありましたので順次移してもらうということで話をやっているところであります。

○ 13番（松島重克君） 先程林野条例に基づいてということですから、それなら林野条例の第5条、39条、40条、41条と、いずれかに照らしてということになるろうかと思うんですね。ただ、作物につきまして順次ということではありますがそれでいいんでしょうか。

かなりの本数でしかも成木のごようですし、これが完全に撤去されるまでは何時頃になるかはっきり検討出来んでしょう。この処理はどうしますか。

全部完全に撤去するまで待つということであるのか。それであれば林野条例の5条とのかねあいはどうなるかという問題も出て来るわけです。その辺はどう検討されていますか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

（午後1時55分）

（午後2時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済課長（平良 晋君） 5月14日に通知をしているわけですが、その中で耕作の中止と早急な作物の撤去というものと、そして作物を撤去しない場合は作物の権利を放棄したものとみなすという文書でやっています。なお、林野条例第41条に適用するというところで過料3,158円を6月30日までに納入するようにと文書で通知しております。

○ 13番（松島重克君） 撤去命令に期限を付されているのかどうか。

○ 経済課長（平良 晋君） 公的文書の中に期限等が明記されてないということに対してお詫びしたいと思っています。そういうことで早急にもう一度現場を確認しまして日を決定して、再度文書で通知をして徹底させていきたいと思ひます。

○ 13番（松島重克君） 今までこういうケースが沢山ありましたね。そして処置されているわけです。だから不公平があつてはならないということなんです。前列も十分調べられて現在の撤去命令に不足なところは補った新たな撤去命令を出さなければいけないのではないかと思うわけです。

3月議会で問題になりました江洲の件なんですがあつた処置はどうなっているんですか。

○ 助役（仲村順三君） 村有林野という形で残っているのがこの地域に含まれているので、今、畑になっている土地も含めて払い下げの方法をどうするか検討していくということで、払い下げ調整委員会を招集して検討をお願いするというところで作業を進めていきたいと先程

申し上げましたが、これと併せて当時琉球政府の移住地計画の中でどう位置づけていたかということで、当時の移住地担当課の人とお会いしまして、その方の説明ではその地域は移住地地域内であったということを言明しております、であるのに何故村有地として公簿上そうになっているのかとその方にお聞きしました。その方が真実の所有権者は村であるということが分かってからすぐ村長あてに公簿上の訂正ということを文書で出したようでございます。それによって村は公簿上の権利者に移転をやっておりまして、そういうふうな経緯がありまして、更に当時の担当官は現在退官なさっております、県の土地関係の書類があるはずだということをおっしゃっておりますので、その係官の名前もその方からお聞きしまして、近々県に出向いてその書類を調査してきましょうということで、まだ調査に行っておりませんが早目に調査しましてより良い方法で解決していきたいという考え方をっております。

○ 13番（松島重克君） 今の時点で払い下げは考える必要はないですね。

その前にやるべきことがあるわけです。移住地に入ってから20年余りという話もあるんですね。その後無断耕作がなされていると、それであるならば払い下げどころの話ではないでしょう。先ずその問題から解決しなければいかんでしょう。今までこういう問題が沢山あるんだから。一貫した公平な裁きをしなければいかんと私は思います。本人の話を聞くと本人の土地と誰かの土地と換えたと言うんだが自分の土地にするためには金を出さなければ出来なんでしょう。金も出してないから登記もされておらんということでしょう。何か村長に申し出があったということですが当時の担当課長はあなた助役さんでしょう。どうも話を聞くとあなたは分らんようだ。村長の方に回ったようだと言うから。分かっていたらそういう言葉使いはしないはずです。まさか村長がこういう問題を握りつぶしたとは考えられない。まして復帰後所有権の変更という通知が来ていたでしょう。あなた方がその資料は議会に出して来ているのではないですか。これからしても無断耕作というのは明白でしょう。本人も分かっているのではないですか。長い間無断耕作をしていたという事実ははっきりしている。だから払い下げという前にこの処置をどうするかということです。従来のような事件に照して公平に公正にやらなければいかん。

過去において払い下げ調整委員会はそういう不正な行為をした人に対しては村有地を払い下げたらいかんということまで言っているわけです。あなたの時代に建議しているでしょう。片方は条例に基づいて処理されていると、ただ期日の不備があったということだが、片方は払い下げしようと、これはどうなりますか。それでいいですか。

○ 助役（仲村順三君） 確かにご指摘のとおりでありまして、私が先程真実の権利者は村長であるという文書を出してその後に登記所の公簿が村有地が変わっていたと、これは登記簿を見れば分かりますがそのようになっておりまして、それを私が知ったのはその後であり

まして私のところに登記簿をこうしましたというような連絡、或いは文書等のものもなかったので私は何時こういうふうに移住地になったか分からないというふうな状況でありまして、このことについては登記簿で証明されますが、只今ご指摘の無断開墾している者に払い下げするという考え方は当たらないんじゃないかというご指摘でございますが、これにつきましては長い間の経緯があったようでございまして、当初は琉球政府の土地として登記がなされていて昭和53年頃大宜味村長の所有というふうに登記が変わっていたという経緯があったし、聞き取り調査の中で確かにここは移住地域内だということで、この土地は只今耕作している人に割り振りされたものではなくして、その他の移住者に割り当てられたものを交換して、それで現在は私がやっているんだということを聞き取り調査の中での経緯もあったし、又交換した相手方にその経緯を聞いてみますとそのとおり交換しましたと、じゃあ割り当ては皆さんがされたんだからこの割り当てされたのは事実かということも確認しましたら、当時の琉球政府立ち会いの下で割り当てられたということも言明しておりまして、だからそういう経緯もありますので只今ご指摘のあります無断開墾者に払い下げするかというふうなことについてはご指摘のとおりでございます。過去の経緯がはっきりしてからどうこうということを決めたいと今は考えておるわけでして、一応手順を踏えてでなければおそらく払い下げも無理ではないかと、又、不可能だと考えておりますので、私が言うのは過去の経緯を調査してはっきりしてからその処置をしたいということでございますので、ご了承願いたいと思います。

○ 13番（松島重克君） 村有地のごたごたに一番詳しいのは助役さんあなたなんですね。又、私と長い間やいやいやってきましたね。過去にこういう問題が取り上げられた時には確かに当事者はいろんなことをおっしゃるわけですが、しかし、はっきりと証明になるものがないのでこれは無断耕作であるという断定を下さざるを得なかったわけです。そうでしょう助役さん。いくら過去の経過をやいやいや言われても証明するものがないと仕方がないと、過去において貸地契約でも結んだ書き付けでもあれば認めることは可能でもあるんだが、口だけでは認められないという取り扱いをしたのが殆んどであったわけですね。これは村の方針であったと思います。それで林野条例5条、41条に照して処分されておる。こういうことから考えますと、村有地が個人の自由勝手に交換されたり潰されたりしておる。まして復帰後村有地ははっきりしておるでしょう。だから一番不思議に思うのは何故その時点で手を打たなかったかということです。せめてその時点で手を打っておるならば無断耕作ということはひょっとして言えなかったかも分からん。しかし、あれから現在まで拾数年経過している。今の時点では無断耕作と言わざるを得ないわけです。無断耕作でないという立証する何等かの証拠が出ない限りは、他の事件と同様に扱かわなければいかんと思います。それがきちっ

とした処理をしなければ前にした人達に申し訳なくなりますよ。又、今後そういう問題が出た時に混乱しますよ。やはり村の方針は一貫して公正にやらなければいかんと思います。

そこで申し上げたいことは、何故こういうことが度々起って来るかということなんです。これは何故ですか。どういうことですかこれは。

○ 助役（仲村順三君） 村有地の問題で長い期間私共執行部の方に不手際が出て、議会で何回となくご指摘を受け反省の繰り返しでございますが、又、新しくこういうことが出たということにつきまして残念に思っているところでありまして、確かに何故こういうことが度々出て来るかということになれば一言で言ってこれだというご返答は出来ませんが、私が長年関係して思い当たるのは山の管理が不十分であったと、しっかりした山の状況の把握が出来てないというのが原因でその処置が出来ないというのが私としては思っているわけです。私の考えるところによれば山だけを専門に担当している職員が今までいなかったということも兼務している関係でいちいちチェックして台帳などを作成出来なかったというふうなこともあり、管理の上で支障を来したことからいろんな問題をかもし出したのではなかろうかと反省しているわけでございます。

○ 13番（松島重克君） 反省の言葉を述べられているわけですが、こういうことにつきましては私は5～6年前に申し上げたんじゃあない。現在の職員の配置状況では無理でないかと、この面を十分考えなければ村有地の管理は出来ないんじゃないかということをお願いしたらこれで頑張ればいけそうだとするからこれ以上は言わなかったわけです。しかし、今の状況からしますと職員の配置が適正であるかどうかということ自体疑問を持たざるを得ないわけですね。それから問題が出た時点で速かに問題が措置されてないということ、これは別の課の所管になると思うが、本村の住民が東村地域に住んでおると、固定資産の問題でこれも問題になっておるでしょう。これも解決されましたか。されておらんようですよ。だから何故問題が出た時点でテキパキと処理をしないかということです。積み積ってこういう形になってくるのではないですか。それから慣れない職員だから職員を責めるわけではないが職員が村有地の地域を十分把握しておらんということ。そういう感じがするわけですね。聞くところによると払い下げ設定地域も分からんということでしょう。こういうことであればこういう問題が続出して当たり前ですよ。財産台帳もないということでしょう。これも去年指摘されているわけでしょう。議会から資料として出してくれと言ったらこれもないと、そうであればあの時点で何等かの措置を考えなければいかんわけです。それが何もされておらない。村に財産台帳がないということが広まったら困ると思いますよ。それからやはり払い下げの施行規則あたりも守られておらんということでしょう。これが設定地域も分からん境界もはっきりしないという原因だと思いますね。あれこれ考えてみますと、差し当って今

後こういう問題を防ぐには適正な人事配置をしなければいかんと、そしてこういう事件が起これないような対応策を執行部は十分考えてもらわなければいかんということです。これは執行部も忙しい時期を迎えて難儀しているということも分かりますよ。分かりますが大切な財産を管理出来ないようでは困る。財産の管理能力がないと言われてもいたしかたないでしょう。やるべきことはその都度公正に公平にピシヤットやるという意味におきまして、こういう問題が今後派生させないためにはどうするかという心構えを披れきしていただきたいと思えます。

○ 村長（新城繁正君） 財産管理の問題につきましては林野だけにとどまらず行政財産或いは普通財産も含めてですが、特に林野につきましては地域が広いだけに手が回らないということから諸々のことが生じていくと、そういうことが積み重なって財産の不適切な管理というものにつながっていくと、それと併せて執行部内の連携の不十分な点がこれまでも反省させられていますし江洲の問題につきましてはなかなか困った問題だと受け止めているんですが、県にある書類や担当者の意見とかを十分調査しましてその後の処置は明確にしてやっていかなければいかんだろうと思っています。これは何と申しましても長の監督不行き届きと問題に対する処理の適確性が欠けていたということにつながるわけですので、今後職員配置等もございますのでそういう時期をひとつ経過を踏まえまして、財産管理等については先程のご指摘のような線に対応して、まあ、定数内でやるわけですから完全に来るかどうかわかりませんが、その範囲内で管理については精一杯誠意を尽してまいりたいと考えています。今後実態把握をしっかりしてから今後の財産管理についての明確な対応することを打ち出していきたいと考えています。村有地の問題につきまして度々お詫びを申し上げているわけですが、この件についての責任を十分感じています。今後この件を含めて是非適切な処置をしたいという決意を持っておりますのでよろしくご了承いただきたいと思っています。

○ 7番（宮里盛順君） 先日議会に陳情が出ていたので、その中で村長は61年度までには実現したいと言っておりましたがその水道は津波地区からのものでもってやりたいという意向であるのか。

○ 村長（新城繁正君） 北部地区簡易水道が完成した後にやりたいということでございます。

○ 7番（宮里盛順君） 19戸の家庭に水道は引かれているが実際に使用しているのは13戸で、残りは打ち込みポンプのようであります。これは水量不足で水質が悪いのが理由のようであります。村営水道から出来るまでの間はどのような対応を考えていますか。

○ 村長（新城繁正君） 事業としてやる場合は北部地区が完成してから江洲地区というよ

うに逐次考えていこうと、その間につきましては部落の水事情を十分聴取いたしまして部落の皆さんと十分調整しまして、生活に不自由のないような対応だけは村として十分考えていかなければいかんと考えています。

○ 7番（宮里盛順君） 津波地区簡易水道は津波、塩屋校区を対象に設置されているわけですが、水量もあるわけで江洲は津波校区であります。その辺はどう考えますか。

○ 村長（新城繁正君） 簡易水道事業は国庫補助に基づく事業でありますので、本村から県に上げている計画は先ず南部地区それから北部地区と、それで事業計画は61年度までに北部地区も事業完了する予定になっていると、江洲地区につきましては結局補助事業ということになるわけですので、61年度事業が終った時に計画として上げようという計画なんです。江洲部落の現状が極端に悪化しまして水がないという事態になりますれば、それはそれなりの考えをしなければいけません、そのような計画をひとつご承りたいと思います。

○ 3番（宮城功光君） 先ず、この事業についてのこれまでの経過をお聞きしたいと思います。

○ 経済課長（平良 晋君） 昭和52年頃だと思いますが部落から部落の背後地のみかん園9.6ha程あるわけですが、そこに農道を設置してくれという問題もありました。その頃農道の事業採択基準と照し合わせながら検討した経過もあるようです。地形上幅員や土砂崩れなどの危険性があるということで農道を断念したという経過もあるようです。そういうことで背後地のみかん園を利用するための方法を検討している段階で、昭和57年に農村定住促進事業の導入が行なわれるという時に部落の要望もありましてその事業を計画したという過程があります。そして58年度にその事業が認定されまして、そして58年から61年までの計画で現在事業を進めているわけですが、当初モノレール事業につきましては61年度計画でありましたけど、59年度で予定していました農協のパイン集出荷場の建設が用地等の問題におきまして出来ないということで取り下げの件がありましたので、部落とも相談しまして急きょモノレール事業の導入を計画したわけです。その後、7月17日に受益者のご理解をいただきまして現在県に実施計画書を提出している段階でございます。

○ 3番（宮城功光君） 田港果樹生産組合の方から陳情等があったと思いますが、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

○ 経済課長（平良 晋君） 要望書であったと思いますが、内容としましては補助率の増額ということです。

○ 3番（宮城功光君） 事業導入にかかわる中で村のこの事業推進に対しての手落ちがあったような感じがするわけです。と申しますのは3月議会で補助金が確定されましてこの組合が知ったのは議会で決定した後で、補助率の当初の話し合いというのは村が0.7受益者

が0.3というように話を進めたというように聞いています。しかし、この補助率を見ますと逆に受益者が負担ということで、それで村に対して陳情か要望なりがあったと思いますが、この件についてはどういう結果になっていますか。

○ **経済課長（平良 晋君）** 計画を策定する段階で話し合いをするわけですが57年時点における村で実施しています構造改善事業の近代化施設等につきましては3分の0.5という補助率でございまして、その当時の説明会におきましても現時点では3分の0.5であると、それでそれが確約ではなくて変更もありますよという話し合いの中でやってきたという経過があります。そういうことで部落としても聞き違い等もあったと思いますが、3分の0.3とか理解されている方々もいまして、現在の村の財政や現在実施している野菜生産団地等の事業も話しながら、最終的に果樹生産組合のご理解をいただきまして、現在では村が3分の0.3の補助率となっています。

○ **3番（宮城功光君）** 村の負担が3分の0.3ということですが、それに間違いはないですね。

○ **経済課長（平良 晋君）** そうです。

○ **3番（宮城功光君）** 聞くところによりますと、受益者が納得したというのは水基金から繰り入れするという話がありますが、その点はないですね。

○ **村長（新城繁正君）** 負担の問題でこの事業につきましてもみまして、事業は計画しているしどうするかとその対策について私も2回程話し合いました。田港の場合公民館の増設を水基金でやるという計画があるわけです。これの増築とモノレールのどちらが田港にとってはよろしいかというようなことをいろいろ話し合ったと思います。それで公民館の水基金をこの事業の負担分に回すという話し合いになったようです。これにつきましては水源基金との関係がありますので基金の方に事業の変更が可能かどうかということで照会しまして、基金としては企業局に確かめて向こうがそれでいいというなら別に構わないということでもございましたので、直接私から企業局に電話を入れましたら同じ地域に回るといふことと補助事業の裏負担だと話したら、それは構わんだろうと、但し変更願いは出さなければいけませんよということになったわけです。それを受けて組合には構いませんと言いましたら、部落で持ち帰りまして相談をされたということでもございます。それで組合だけで使うのでは地域の振興にならないので全部で使うようにしようということで、全部がもらうべき基金をこの事業の負担分に回すことで相談出来たということでもございます。

○ **3番（宮城功光君）** 補助率は0.3、その他に基金から入れるということですが、これは補助金なのかそれともどういう意味での繰り入れという形になるのか。

区民全体が使えるモノレールを設置したいということですが、区長名で公民館増設の

2,090千円を組み入れていただきたいという正式な文書であったのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 区長名で文書では来ておりません。話し合いの中で相談出来たようです。

○ 3番（宮城功光君） 2,090千円は補助なんですか。

○ 村長（新城繁正君） 補助ということではなくして、部落が公民館を計画していたものを基金で充てていましたので、部落が負担する分に公民館のものをそっくり回したいということです。

○ 3番（宮城功光君） これからいろんな問題が出て来ると思いますが、水基金を用途変更して使用出来るということになりますと長として今後問題がないですかね。

○ 村長（新城繁正君） 企業局の考え方は覚書にある事業は変更してほしくないというのが本音なんです。部落から要請のあるものは調整されて上がったものですから総枠も変わりません。公民館の増築を予定していたがそれは取敢ずは必要ないと、これよりはこれがよろしいという希望が出て企業局に問い合わせたら同じ部落にかえるんだったらいいんじゃないかということ確かめたわけで、それで部落がそのような事業に充てるんだったら結構じゃないかということをやったわけです。そうだからといって変更変更では困るわけです。そういうことで地域の振興や福祉につながるような形で運用していかないと折角上げた事業ですから、これはひとつの特例的なものだろうと私は考えるわけです。これは長が勝手に変えるわけにはいきませんので、こちらから変更願いを出して手続きをとらなければいけないわけです。これは理事会で決定するようになっているはずで、ですから簡単には出来ないということです。今回の場合は部落の要請を受けてこちらが確認してやったということです。

○ 3番（宮城功光君） 公民館増設はどうしてもあり得るわけですが、公民館増設は寄附金を集めてやるという話があるようですが、区民としては負担がかかってくるわけですね。そういう点考えた場合は住民が納得するかなあと心配されるわけです。そういう面を考慮に入れなければいけないのではないかと思うわけです。

それから3月議会の議事録をご覧になればお分かりかと思いますが、用途変更というのはやらないという答弁があったと記憶しておりますが、今後こういう用途変更の要請が部落からあれば変更もあり得るわけですか。

○ 村長（新城繁正君） 先程申し上げましたようにこの用途変更は村長一存では出来ません。水基金と企業局の調整の中でよろしいということでないといけないこととございます。今回の場合は確認したら了解が得られたのでそのような形で部落にも説明したということです。

○ 3番（宮城功光君） この問題については当局の説明不足が原因で陳情やら要請というものがあったと私は解釈しているわけです。と言いますのは3月議会での予算を見て生産組合はこれでは到底負担が不可能であるということで当局に要請等があったと思うんです。これは予算を提出する前に受益者と十分話し合いがされてなかったと思うわけです。この事業を導入しようという最初の話の後に、議会が終わってからしかこの予算が分からなかったということは当局の説明不足があったと思いますが、担当課長どうですか。

○ 経済課長（平良 晋君） 事業につきましては計画申請主義でございまして部落からの計画がありましてそういう態勢を部落ではとっていたという判断を持っています。それで地域農政推進事業の中でも随時説明してきたつもりであります。補助金の問題等が今年度の予算編成の段階でその問題が出てきたということで、担当課としましてもその後に事業計画、補助率その他の問題等の説明を行わなければいけない状況にあったということでございます。

○ 8番（平良蔵健君） 覚書きに年度毎の計画がされておりますが、計画どおりの事業が実施出来ますかどうかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 部落の対応が整えますれば基金としては予算は計上されていますので、受入態勢が出来ればこれは計画どおり出来るわけです。ところが用地等の問題で計画どおりに出来ない場合も出てくるかも知れません。

○ 8番（平良蔵健君） 受け入れ態勢ということですが、これについては区長などを通じて説明されておりますか。

○ 村長（新城繁正君） 説明はしております。繰り越すとなると困りますので、完全実施出来るようにやっていきたいと考えております。

○ 8番（平良蔵健君） 59年度事業は9項目程ありますが、部落の対応となるとどういふものですか。

○ 村長（新城繁正君） 例えば、公民館を造るとなれば敷地をどうするかとか橋を架設する場合に取り付け部分の土地をどうするかとかでしょう。そういう場合に部落としてどう対応出来るかということです。

○ 8番（平良蔵健君） 59年度分で部落の対応出来るという通告が村にありますか。

○ 村長（新城繁正君） 具体的な詰めは総務課の企画でやっていますが、設計等は部落の意見を聞いているわけです。

○ 8番（平良蔵健君） 早急に部落と調整をしてもらいたいと思いますが調整が出来ればすぐ着工出来ますか。

○ 村長（新城繁正君） 今年のものにつきましては調整済みであります。

○ 8番（平良蔵健君） 今年のは調整済みということですが、執行は何月頃の見通し

ですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

（午後 3 時 51 分）

（午後 3 時 54 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 大変失礼いたしました。私の答弁に間違いがありますので改めます。

59年度の事業につきましては、謝名城に道路が計画されているようでございますので調整が遅れているようです。これから調整をする予定になっているようです。

○ 4番（知念亀次郎君） 今年度の予算で行政診断費が1,100千円計上されていますが、その結果が出ておればその要旨をお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 届いております。目下検討しているわけですが内容については私のところで預かっていまして、内部で調整中でございます。概略としましては、行政管理に共通した問題点、組織機構に改革の問題点、職員配置の適正という観点、事務事業の見直しの提案という4つの柱になっておりまして、24の類似団体の資料が使われまして、実際に今回の調査に使われたのが18団体のようでございます。

○ 4番（知念亀次郎君） 行政改革は何時頃から実施出来そうですか。

○ 村長（新城繁正君） 機構の改革という理解のもとに考えてお答え申し上げますと、報告会を一応持ちまして案を提示して課長と検討をしてみようという段取りで考えているわけです。従いまして9月定例会にはそれに伴う議案を準備してご提案して審議をお願いして、実施につきましては12月頃に実施出来ればということで12月実施を目処にしているわけです。そういうことで今考えているところです。

○ 1番（平良森雄君） 第42回国体が去った7月4日に日本体育協会理事会において全会一致で決定されたことはご承知のとおりでございます。それに向けて県や関係市町村全力を投球して準備を進めていると聞いておりますが、本村における取り組みは現在どのようになっているかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 現在の取り組みとしましては準備委員会を結成しまして事務は兼務ということで窓口的な性格を持たせているんですが、具体的には漕艇協会との連携ということで、これからのことにつきましては考えていかなければいかんだろうと、現段階としては準備委員会としての性格を持っているということです。

○ 1番（平良森雄君） 事務局は兼務しているということですが窓口を早目に設置してやらん限りは進まないと思いますが、窓口となる事務局をどのような形でやるという案があり

ますか。

○ 村長（新城繁正君） 機構の改革とかみ合わせて局にするのか室にするのかはまだ構想の段階ですが、その時に位置付けていこうという考え方です。

○ 1番（平良森雄君） これだけの競技をするからには相当の土地が必要になってくるわけですけど、その周辺には大きな土地が見当たらないんですが埋立計画などの考えはありますか。

○ 村長（新城繁正君） この漕艇競技は水上を利用するものですから、施設と言いましても式典会場、審判の決勝台、艇庫などが主になるわけですね。そういう意味で塩屋校に式典会場を予定していますし、仮設の艇庫というのが前提になっていますから、特別に大きな土地を使うという性格のものではないんです。ところが我々としましてはそういう機会に国体が何等かの形で残るような形でやらなければいかんということで、県道の改修や屋古の曲りも埋立てくれと要求は出しています。要求として出しているだけで今そこまで完全に詰てはないんです。別に埋立てなければ競技が出来ないということではないんです。我々としては機会をとらえて何とかやろうという考え方でありますので、その辺につきましては仮設でも十分間に合うということでもありますので、これから進めていくにしてもたいした支障はないんじゃないかと、そういうことで進めているということです。

○ 1番（平良森雄君） 今度漕艇の指導養成というために本村から2人の職員が派遣されているようですが、これと選手強化の問題とはどう関連するのか。又、選手強化についてはどのように考えておられるのか。

○ 村長（新城繁正君） 選手強化は漕艇協会の担当になりますので、直接村がそれにかかわる事務ではないんです。

○ 11番（山川正行君） 漕艇という言葉さえあまり聞いたことがなかったんですが、この漕艇競技に沖縄県が参加したことがあるのかどうか。あれば何回ぐらいかお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 沖縄県として漕艇にこれまで参加したことはないようです。今年は参加するようです。

○ 11番（山川正行君） 四方海に囲まれている沖縄が参加してないということは大衆的なじまないものではないかという感じもするわけですが、参加してないということであれば必然的に経験者がいないと、そうすると指導者等は他県に或いは学生時代の経験者に頼らざるを得ないという形になるかと思えます。そういうことで選手や指導者の不足ということは考えられませんか。

○ 村長（新城繁正君） 県内には経験者が大学とか銀行とか商社等に随分おられるようで

す。しかし、年齢的にOBということでありまして、中には現役もいることはいるようですが、これから強化していくことによって十分間に合うようです。地元から選手を養成したいというのが基本的な考えです。

○ 11番（山川正行君） これは種目が大分あるようですが何種目程ありますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 手元に資料がなくて確かなお答えは出来ないんですが、成年男子2、少年の部で男女がありまして6競技か4競技ではなかったかと思います。

○ 11番（山川正行君） 選手は何名程度になりますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 1チーム27名程度になるものと思います。

○ 11番（山川正行君） 59年2月9日の新聞に海邦国体に向けての競技力向上対策本部が県内の企業選手強化の協力を要請するということで、事業関係自治体あたりを呼んでその競技をしているんですね。そこで総合優勝をするために全国のベスト8クラスの選手を採用しなさいという要請をしているわけです。そして吉田副会長はここ20年開催県がずっと優勝してきたと、だから沖縄は当然優勝すべきだということをおっしゃっているんです。そういう意味でこの漕艇でも総合優勝するために自衛隊あたりが参加してこないかということが懸念されるわけです。自衛隊の参加については長はどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 村長としては地元こういうスポーツ人口を増すということから、村出身或いは辺土名高校を中心にした地域を設定してもいいのではないかと考えています。特別に企業から抜てきしてくるということにつきましては、私共の会場を誘致したということにももともとしますので、私としては地域を中心に養成して下さいと申し上げなければいかんと考えているわけです。

○ 11番（山川正行君） 西銘県知事や国体事務局長は当然自衛隊も参加させるべきだと、自衛隊の力も借りるべきだと言っておられますし、そういう意味では当然総合優勝をねらって自衛隊あたりの参加というものも考えられないことではないわけです。そして協会あたりから強行にこういう選手が派遣され、或いはいろんな意味での自衛隊の参加があった場合に長の態度ははっきりしていただきたいと思いますが、明確にご答弁願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 自衛隊の問題に対しては県労協あたりが県に対し申し入れもしてございます。その件について県からの正式な回答もないんですが、私もそういうことについて非常に関心を持っているわけでございますので、自衛隊としてはっきり自衛隊でなければという位置付けということでは私として納得出来ません。

そういうことでこの人は自衛隊ですとはっきり私に紹介を受けるなら私の立場からしますれば遠慮して下さいと、十分私達の島でも対応出来ますという形で助言や進言をやらなければいかんと思っています。しかし、どういう形で入ってくるか分らんこともありますので、

それにつきましては常に協会と調整しまして、各自治体ともこの問題についてはおそらく問題視していると思います。私の立場からしますれば県や各自治体の動向等も十分踏えながら、その前に村民の意思を十分大事にするということを調整を図りながら慎重に対応していきたいと考えています。

○ 11番（山川正行君）　こういうことは事前に明確にしておかないと読谷村あたりのソフトボールのように問題があったし、協会がその時点で強行に自衛隊を参加させるんだという立場に来て民主団体が阻止行動に出た場合は問題が起こるのは予想されるわけです。

その場合に日の丸とか君が代という問題も県労協の公開質問状にあるように問題になって来ると思うんです。それと皇族の問題もはっきりしておかなければいけないと思います。その点についてどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君）　大変難しい質問を受けまして苦慮しているところでございます。君が代、皇族の問題がありますがこれは私が即答出来かねることがありまして、この点につきましては質問が提起された時から考えているわけですが、なかなか自分なりの適切な回答を出来ないことをお許し願いたいんですが、県におきましても異論もございまして主張もございまして。私が戦争や核に反対という姿勢は持っておりまして、そういう面におきましては明確に申し上げられるわけですが、君が代の斉唱或いは国旗の掲揚或いは皇族の来県ということにつきましては私がこうしますと明確に出来ない立場に、立場と言いますか今の態勢としては難しいわけです。そういうことで明確な答弁は出来ないんですがこれまでの経緯をたどりながら他の団体と十分な調整をして、おそらく県労協に対する回答が近い内に出ると思いますのでそれに基づいて県内の私共の組織の中でも十分検討して、それなりの対応というものを考えていかなければいかんだろうと考えておりまして、今すぐ私がやります或いはやりませんということはお答え申し上げられないということでご理解いただきたいと思うんですが。

○ 11番（山川正行君）　西銘知事は皇族或いは自衛隊の参加というのは当然のことだと言っているわけですね。県労協の質問状を見ると天皇制復活の場にさせられると判断しているわけですね。そういうことから革新自治体の長である村長は個人的な見解として県労協の公開質問に対する答えが出る以前の問題として、個人として当然考え方はお持ちだと思うんです。出たらしか対応出来ないということではなくして、出たら賛成なら賛成或いは反対なら反対ということでは個人としての考え方はないということになりますよ。所信表明にもありますように反戦平和の考え方を貫いて、当然そういうものに反対すべきだという態度に出るべきだと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君）　姿勢としましては戦争に反対でございますし、天皇制復活という

ことにも絶対反対でございます。

団体ということに鑑みて表明ということになるとまだ正式に県の対応も決っていない段階でございますので、一応こういうことについて同意を求められるとか或いは協議が持ち込まれた場合はそれについての私の姿勢だけは申し上げるということでご理解いただきたいと思えます。即ち君が代の斉唱や日の丸の掲揚を強要するとか、これは会場市町村があくまでもユニークな式典をやらなければいかんと思えますので、地域感情も当然配慮しなければいかんと思えますが、私としてはそういう姿勢を持っていても仮に村民とか県民とかがこの程度はよろしかろうという形になってくると、又、そういうこともいろいろ出て来ますので、個人としての考え方は反戦平和につながって皇族の来県は好ましくないと、それから君が代を歌わすというのは強制であってほしくないということだけは明確にしておきたいと思えます。

○ 11番（山川正行君） 本村で漕艇が行なわれますが、その時にもしそういう事態が生じた場合に、村長がそういうことはいかんと、私はこれに反対するんだと言っても強行に参加させられる場合もあり得るかも知れませんし、この場合は民主団体を先頭にした反対運動が起る可能性も十分あります。村内でそういう事態が起った場合は村長は率先的にこれを阻止するということ出来るかどうか。要するに民主団体が反対運動をした場合に一緒にやれるかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 先程は姿勢を申し上げたんでございますが、一応その姿勢は私ひとりだけではどうにもならんと思えますので、広く村民或いは団体等につきましても基本的な姿勢は一応明確にしておいて、その上で皆さんの理解を得られるような形でもっていかなければいかんだろうと思っています。

○ 11番（山川正行君） 先程職員が研修に派遣されたということなんですが、やはり県労協の公開質問状の中では25日までの指定となっていますが回答が延びて5日になりますね。この回答が明確にならない限り実行委員会には参加しないということを明言しているわけですね。

もし、実行委員会に参加しないという事態になった場合に村の職員も相当影響を受けると思いますがその辺どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 沖縄国体につきましても県議会の決議或いは各自治体でも決議をして県に上げているという経緯もありますので、実行委員会の会員としての義務或いは立場については一応決定したということになっていますので、その辺のことは慎重に検討していかなければいかんと思っています。

○ 11番（山川正行君） 新聞あたりを見ますと自治体職員の協力が得られなければ国体は混乱すると、いわゆる明確な回答が得られない限りは協力しないということなんです。

そこで財政についてお伺いしたいんですが、施設そのものについては仮説だと先程言っておられましたが、どれ程の費用が要る見通しなのか。そしてその対応は十分出来るのかどうかその辺を伺っておきたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 私も県や国体事務局に地方に余り財政負担をさせるなど先刻も緊急にまいったわけですが、今度機構を改める場合に事務局を明確にして十分計画を立てまして、なるべく財政負担がかからないように、それから整備につきましても県や国の補助事業をなるべく導入して、その機会に環境整備を図っていこうというのが村長としての基本的な考え方です。我々の財政をそう多く国体につき込んでという考え方でなくて、大変難しいことではございますがその辺につきましても十分意を配って進めていきたいと考えています。

○ 11番（山川正行君） 財政見通しはまだはっきりしないんですか。

○ 村長（新城繁正君） 県の国体事務局の方では漕艇会場を誘致した場合にある程度の予算計画というのは出来ていると思いますが、まだ具体的に聞いておりませんが、これから後我々としては式典の運営、輸送の問題、会場整備の問題がございまして、村の財政がどのようになるかということにつきましてはこれから村の事務局で調整してどのくらいになるのか作り上げてみようと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

（午後4時41分）

（午後4時53分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

8番退場。（午後4時53分）

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日予定の一般質問が終了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日予定の一般質問が終了するまで会議時間を延長することに決しました。

一般質問を続行いたします。

○ 13番（松島重克君） 村営水道の給水を受けまして現在までの状況を見ますと、水の濁りがダチ川よりもきついのではないかと考えています。そして塩素の入れ具合もダチ川時代よりもきついように思われます。

ところで塩屋校区の場合押川を除いて加入状況はどうなっていますかお伺いします。

○ 厚生課長（照屋林克君） 6月時点で申し上げますと、塩屋82%、屋古131%、田港

78%、大保112%、その中には公民館、学校、営業所等も入っておりましてそのような加入率になっております。

○ 13番（松島重克君） 聞くところによりますと塩屋が加入してない家庭が多いようだというのですが、30戸余り、パイン工場、一心療護園が未加入ということのようですが、それは正確な話でしょうか。

○ 厚生課長（照屋林克君） パイン工場はまだ入っておりません。一心療護園は5月から給水しています。パイン工場は道路との関係でその手続きがまだ出来てないというのが理由です。塩屋部落については大川と2班に30戸程未加入のようです。

○ 13番（松島重克君） 現在村営水道に加入しない家庭があるとなれば問題ではないかと思いますがね。当初、水道法に基づいて水道の統廃合をやらなければいかんと、そのためには各部落の水道を廃止するという手続きが踏まれているわけでありますので、村営水道に未加入というのは問題ではないかと思いますが、この辺はどう感じておられますか。

○ 村長（新城繁正君） 目的からして工事が完了したら各戸が加入すべき又はしてほしいという立場でございます。今の場合は申し込みという手続きを採っておりますので未加入の方々もいると思いますが、今後は村営という基本的なことから考えますと全戸数が加入することがその趣旨にかなっていると考えていますので、加入については今後努めて呼びかけや説明をやっていかなければいけないと思います。

○ 13番（松島重克君） 今、村長がおっしゃったことは前に私がそういうことを申し上げているんですよ。工事は既に港内は終わっているはずですよ。私は過去においてこう言ったつもりです。部落営の水道は廃止しますという同意書は取り付けてあるんだから希望者だけ申し込みなさいというやり方はだめだと、希望者だけ申し込んで未加入の人は部落水道がなくなったらどうなるかと、その辺を十分説明をして全家庭が加入するようにと言ったつもりですよ。全家庭が加入して初めて村営水道の実施した意味があるのではないですか。

希望者だけ申し込みなさいではいけないんですよこれは。これは確かに当時村が従来から言っていることと実行に移した場合に開きが出たために苦情が出たと、その苦情が出たためにそれを避けるために希望者だけ申し込みなさいという苦肉の策ではなかったかと私は思っています。しかし、それではいけないわけです。やがて部落水道は無くなるわけですから、又、無くしなければ村営水道の意味がないでしょう。そういうことを申し上げているわけですよ。記憶ございませんか。であるにかかわらず給水開始されてからなお未加入が30戸余りあるということはどういうことであるのか。あなた方はどのくらい勧誘に努力しているのか不思議でならん。説得してあとは水が出なくなりますよと言えば入らない人はいないはずだ。但し、今までの村の説明の仕方にいろいろ文句はあるでしょう。しかられるでしょう。

それはありますよ。しかし、それは止む得ない。それは村当局のやり方がまずかったから。私はそう思っているんですが、これはそのまま残していいんですか。

○ 村長（新城繁正君） 趣旨からいたしますとご指摘のとおりでございます。従いまして説明の不十分或いは勧誘の不行届きがあるかと思しますので、実情を区長達に申し上げて必要でありますれば部落で集っていただいてでもそういう趣旨を徹底して安心して給水出来るようになお一層努めてまいりたいと考えています。

○ 13番（松島重克君） 現在でも未加入があるということでは村営にした意味がないですよ。行政の立場からこれは大いに反省すべきことでしょう。現状では困るのではないかと思いますよ。加入しないもの、併用のもの、村営だけのものと3つに分類出来ると思いますが、これは行政の立場からどう考えるかお答えいただきたい。

○ 村長（新城繁正君） 今のお話のようにいろんな形があると思います。

これは行政の立場からしますとやはり村営水道の趣旨を十分に果たすためにはどうしても村営の水道を使ってもらうように再確認いたしまして、実態を把握して説明と勧誘をしていきたいと考えております。

○ 13番（松島重克君） 今頃になってこういうことでは心外ですね。こういうことを懸念したために何回もこの件については以前から申し上げたでしょう。この件については村長も建設課長も十分にご存知でしょう。確認するために村営水道の給水が始ったら旧水道はどうなりますかと聞いたら屋敷の手前で切ると、私はこういう懸念があって何回もこの件についてお伺いしたわけですよ。そうですねもう5、6回以上でないですか。

建設課長が一番良く知っていると思う。この事業が走り出す前から言っていますよ。今頃こんなことを言ったのでは困るんですよ。じゃあ何のために私がやいやい言って来たのか意味が分からん。だから地元では私は一番悪者になっている。松島が屋敷の手前で切らそうとしたということになっておる。私は切らそうと言ったんじゃないんだ。村営水道が給水開始になったらどうしますかと言ったら切りますと、部落で聞かれたらそのとおりの答えしたわけですよ。現状はどうですか。旧水道だけを使う人、両方使う人、村営だけの人、又、これはこれだけではすまないでしょう。料金という問題が出て来るのではないですか。ダチ川のものを使っている人は無料です。一説によるとダチ川を使っている人達はある程度管理するはずだから切れないだろうと、当分は無料のダチ川の水を使っても大丈夫だろうという話さえ出ている。それからもしダチ川のもので使えなくなったら困るから村営には入っておく。400円の基本料金を出しておいて後は従来のもので使っておくと、ところが中にはバカがおる。村営の給水が始ったらダチ川のもので使ったらいかんと、屋敷の手前で切られるから勿論使えないと、こういうバカは3,000円から4,000円を出している。これはどうなる。これ行

政としてどうやりますか。私はこういうことを懸念したために何回も念を押して地元では悪者になりながら確認をしてきたつもりなんですがね。建設課長は不心得な部下職員がいて村長課長の方針とはずれたことを言っている人がいると、どうにもならんということも言っているのを聞いてはおる。しかし、それだけではすまなくなっておる。今の状況では正直者がバカを見ている。現状からしますと自由にさせなければ仕方がないような感じがしますよ。行政の立場から出来ますか。私は現状からしますと両方使わさざるを得ないのではないかと思いますよ。津波あたりは一端は切ったようだが又元に戻ったような話も聞いておる。又、区長の話は各部落ではそういうような話をされているようです。何のために議会でいやがられる程前もって言っておいたことがどうなるんですか。これ一体どうしますか。

○ **建設課長（古我知 清君）** とにかく塩屋に30戸余りの未加入者がいるということと、5月に78%で6月になって82%になっています。実ははっきり申し上げますと、反対した手前即申し込み出来ない方々がおるわけです。そういう方々も勧誘に回っていただいてこれからでも申し込んでいただきたいということでやっておりますが、工事費については工事期間中の費用とは違うんだと、今回は工事費にかかった分は全部出していただかんと困ると、その代わりにメーターは提供しますという形で現在も勧誘を続けているわけです。続けていますが何故塩屋の3班までに集中していますかと申し上げますと、3班までは殆んど全体が反対だったわけです。現在ダチ川の水道は全然管理されてないようです。未加入者の逐次加入はあると思います。

○ **13番（松島重克君）** 未加入のところはそういう方法でも何とか説得して加入してもらわなければいかないと思いますよ。

全家庭が利用するために部落の水道は廃止して村営水道を造ったわけですから、その辺を踏えて行政の立場でやってもらわなければ困るわけですよ。何も私が村営水道になったらどうしますかと言わなくてもいい問題であったわけですよ。懸念するから言ったわけですが的中しているでしょう。併用している人はどうしますか。出来なければ自由にしなさいというのか。早急に村営のものを受けている場合は1本化させるのか。行政の立場としてこのままではいかんでしょ。あれだけやいやい事前に言って耳も傾けなかったと、私はもうあきれ物が言えない私等が想像出来たことが執行部が予想も出来なかったというのは、それではすまないと思うよ。どうやりますか。

○ **村長（新城繁正君）** 説明の段階で誤解を招いた説明をやったかも知れませんが、基本的な姿勢をとらなければいかんと思います。従いまして未加入者に対しては加入を促進する。併用の方々ににつきましては実態を把握いたしまして十分な指導を徹底していかないと、これがそのまま許されていきますと折角の村営水道の目的がそこなわれていきますので、又、村

民の健康を守っていく上からも専用というのが原則であるということを趣旨徹底を十分図って、全戸が利用するというのを改めて確認をいたしまして、明日の区長会でも話し合いして改善を図っていきたいと思います。

○ 13番（松島重克君） 村長の立場ではそういう話し方しか出来ないかも知れませんが、私から言わせると今から実態調査をするということは時期を逸しているんですよ。これは前から言っているんですよ。3月議会に厚生課長はぼっぼっしか出来ないと、区長会でお話するということですが区長さん方は口をそろえてそう言うんですよ。雑用水としては家庭内で使ってもいいと。しかし、実際に各家庭の使用状況を見てみると雑用水が多いんですよ。それが認められていると受け止めて併用されているわけですからね。これを無くするということが大変なことだと思いますよ。これは給水開始時にやらなかったということは一番大きな誤りだったと思いますね。仮に区長に話をされて使えなくなるということにしましてもかなりの時間が必要だと思います。そういうことを説明した人がおるんだから。これは間違いだったと実際はこうだったと、何年も前から議会では言って来たど、方針はこうだとおっしゃっても方針どおりやるまでは時間がかかりますよ。その間正直者はバカを見続けますか。どうですか。もし時間がかかるならばある一定期間までは併用を認めると、その期間以後は併用させないというような方法でも採らないとだめですよこれは。そうするか時間がかかってこれはどうすることも出来ないと、先にそういう説明がされているから出来ないというならば併用を自由に認めると、これは簡単に事は運ばないですよ。時間がかかるならばバカ正直者にもそれなりのやり方をさせなければいかんと思いますよ。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 確かにそういう説明を受けて併用している家庭も実在するというところでございますので、明日の区長会で実情を申し上げますけど、その前に再度現状と工事部門の現状と村民からの苦情を確認しまして、それを内部で緊急に確認しましてその対策については私共に任せていただいて、その結果についてのお答えは文書で報告するなりいたしまして、なおそれにつきまして更に松島議員の考え方につきましてのお話も承りたいと考えておりますので、とにかく明日緊急に取り上げてこれについて検討してみたいと思います。

○ 13番（松島重克君） どういうものか人は相手の話を素直に受け取らない向きもあるんですよ。私は議会でも何回もこうして言っているということはどちらでもいいんですよ。

村の方針が決して立派に運営するためにどの方がいいかということで何回もお尋ねして来ているわけですが、それに対して旧水道は廃止することになっているから屋敷の手前で切ると、これももう何回も聞いて、又、聞かれる方もいやだったはずですよ。こいつは信用もしないで何回もこういうことを言うかと、私はこれを懸念していたから言っておいたわけです。それと私は残念に思うことがひとつある。村長建設課長が屋敷の手前で切ると議会で立派に

言っておるのに何故それと反対のことが各部落で話をされて約束されたと、住民が信用するようなそういう話がバラまかれているかということ、これが非常に残念でならない。村長これどう思うか。

○ 村長（新城繁正君） 説明は前と同じでございまして従来と変わってないんです。

○ 13番（松島重克君） もし、村長が言うように変わってなければ併用する家庭はないでしょう。各区長さんは口をそろえて雑用水としては使っていていいと、だから旧水道のじゃ口は立てあるんですよ。だから村長がそう思っているだけであって実際はそうでないんです。区長さんや部落の殆んどの人は雑用水としては使えるということでやっているんです。だから難かしいんです。

だからこれが一挙に解決できるかどうかというのはそこなんです。そして残念だと言うのはそういうことを堂々と各部落で説明した職員がいるということです。いるからこういうことになっているんです。私は当時からそういう声が耳に入り懸念したから何回も念を押し込んだんですよ。もう少し議会の言葉にも耳を貸してもらわなければいけません。村の方針に逆らって説明をする職員もおると、建設課長あなたそういうこと耳に入っておりますか。

○ 建設課長（古我知 清君） 前回も松島議員から指摘を受けましてその職員に十分注意をしたところでございます。我々の方針としては一貫して今議員が申されたような方針の基に水道事業を進めて来ておるわけでございます。職員がこういうふうな行動に出て逆に村の姿勢を曲げるようなことがあってはならんということで注意をし、その後に区長会の中で雑用水はどういうものかという説明を加えまして、そして区長会でも納得していただいて、そういうことですのでひとつ職員が言ったのは曲解もあろうかと思うが、私が説明したのは村の方針であるので十分住民に伝達してもらいたいということで、松島議員から指摘を受けた時点で早速区長会で説明をしてきたわけですね。そういうことが職員の中から宣伝がされるということは我々としても非常に残念でございます。

○ 13番（松島重克君） 今のお話は前にも課長から聞いていたんですがあえてお尋ねしたわけですが、だから村長私の言うことはでたらめでないということはお分かりだと思いますよ。こういう職員がいたがためにこういうようになっているわけです。残念ではあるが事実であるから仕方がない。課長の話ではその後区長に話をしたということですがそれが徹底されたかどうかその辺に問題があらうかと思えます。

この問題の早期解決に当りましてはこういうことも十分頭において処理していただきたい。そうでないと行政の立場はないですよ。本村の水道行政がこうで正直者がバカを見るようではいかんと思えますよ。これを念頭においてこの問題の処理に当たっていただきたいと思えますがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 確認というところに私の監督、或いは連携というのが欠けていたと考えます。従いましてそれが解決されませんとこれから進める水道事業も問題が残ると思いますので、この際ご指摘の問題を明確にしまして、誤解を招いたということは行政の責任も感じますので、その辺のことにつきましてはどのような対応をしたらいいかを緊急に明日でも部下を集めまして解決方法を検討して、方針を明確に打ち出して、なるべく区長会にも早く説明して以後の水道については迷うことなくやれるように進めていきたいと考えております。

○ 1番（平良森雄君） この問題につきましては57年10月定例会でも当局の考え方を聞いているわけですが、大兼久59番地609.37㎡補償金が2,571,625円71番地555.08㎡2,342,437円、87番地491.08㎡2,072,357円。その返還を求めてやっているわけですけど、去った議会でこの土地が大兼久の土地であるという立証が出来るならば返還することに異存はないという約束がされております。あれ以来、我々も立証するために努力して来たわけですが、その間平良法律事務所の平良頼夫弁護士を通して書類上の整備や陳情、又、周辺地主及び歴代区長等の署名をもらって意見書も添えて村長にもお上げしておりますし、それで当時村長はご答弁なさったわけですが現在もその気持ちには変わりはないのかどうか。

大兼久の土地ということが立証出来れば返すということに変わりはないのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） まったく変わりはありません。

○ 1番（平良森雄君） この土地は村有地として登記されているということでございますが、我々が登記を変更しようと調べてみたんですがなかなか難しいようでございます。

それで周辺の地主の署名を得て提出したわけですけど、これの正当性についてどのようにとらえているかお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 私共といたしましては合法的に村有地になっていると、それを地主がはっきりしているから地主に戻しなさい、そして補償金は地主に返しなさいという主張なんです、それが明らかに個人のものであるというような法的に立派な手続きを採られて、現在村有地となっていることが不当であるということが立証されればそれなりに我々として受け取らなければいけませんけど、現在の時点では所有権は村になって法律的に認められているものであると、ですからその予算につきましても村の補償金ということで受け取っています。

○ 1番（平良森雄君） 確かに登記されているから合法的にというお考えのようですが、不動産登記法35条は登記管理の形式的審査権を規定している。即ち登記管理は登記申請書類の形式内容が整っておれば権利変動が適法に行なわれたか否かについては全然調査することなく登記簿に記入するのである。所有者の実印を盗用したり偽装した印鑑で不正な印鑑登録

をしたりしても登記をすることが出来ると、そのようなことから登記は保証されないし登記には更新力がないと、こういう法律的な取り決めもあるわけです。そういうことを念頭において、今後我々もこれについて努力するわけですが考え方を改めていただいて前向きに所有者に返還出来るように努力していただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 私共といたしましても皆さん方が主張することが妥当性があると立証出来て納得出来るということであれば、それはそれなりの検討をしなければいけないと思いますが、現段階ではむしろ皆さんの方がそういう手続きを採られて資料を十分整えられて私共の説得を出来る作業をお願いしたいと、前の村長からも明確に出来れば補償金はお返ししますということを申し上げております。又、私もそのように申し上げておりますので、そのことにつきましては内部的に検討いたしまして円満に解決出来るように努力したいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。
休憩いたします。

(午後6時15分)

(午後6時17分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これにて昭和59年第5回大宜味村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さんでした。

(午後6時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（12番） 前 田 貞四郎

署名議員（13番） 松 島 重 克